

令和7年度 共同募金運動要綱

社会福祉法人 福岡県共同募金会

福岡県共同募金会（以下、「共同募金会」という）は、共同募金運動（昭和26年、法律第45号）を推進するための基準として、この要綱を定める。

I 目 的

共同募金運動は、わが国の伝統として社会に根付き、この運動の創設のときから基本としてきた住民相互のたすけあいに支えられてきた。

今日、急速な少子・高齢化が進行する中で、住民の社会福祉に対する意識も変わってきた。

この社会の変化が激しい時代にあって、ボランティア・市民活動団体の活動に見られるように、多くの住民が、単に公的な社会福祉制度の充実を求めるだけでなく、自らが主体的かつ積極的に多様な社会福祉の課題に取り組む試みが増え、地域における民間社会福祉が新たな発展の時期を迎えている。

このような状況の中で、共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉コミュニティづくりへの住民の参加を促し、実現するための多様な民間社会福祉活動を財源面から支援することを目的として実施する。

II 原 則

この運動は、住民に対してさまざまな地域福祉活動の必要性を訴え、一人一人が運動を理解して参加するよう呼びかけるために、次の原則を踏まえ実施する。

1 民 間 性

この運動は、多様な民間社会福祉活動を財源面で積極的に支えていく役割を果たすために、住民の参加による民間の自主的な活動として行うものであり、共同募金会自らが持つ民間活動の特色である先駆性、柔軟性、即応性及び多様性等を発揮する。

2 地 域 性

この運動は、県の区域を単位として実施する。

なお、市区町村における運動展開を基礎に、その地域特性を踏まえ寄付金を募集し、主としてその区域内の地域福祉活動へ配分する。

3 計 画 性

この運動は、その区域内の多様な民間社会福祉活動を行う団体等からの要望をもとにした配分計画を立案し、その計画に基づいた目標額を定め、募金活動を展開する。

4 公 開 性

この運動は、住民の信頼の上に成り立つものであることから、住民に対し積極的に情報を提供する等、透明性を保持し、常に住民の理解を新たにし、世論の支持のもとに行う。

5 参 画 性

この運動は、戸別募金など地域におけるさまざまな募金活動において尽力されている方々や役員等に加え、地域で広く呼びかけを行い、理解と共感を得た共同募金ボランティアの組織的な活動によって行う。

III 組 織

1 共同募金会

共同募金会は、県内の住民の意向を反映する組織構成とし、適切な運営に努め、運動を実施する。

また、共同募金会は、募金、配分の決定、広報活動を行うとともに、共同募金を含め、その他の寄付金や民間社会福祉財源に関する、総合的な相談窓口機能の充実に努める。

2 支 会

共同募金会は、地域住民に、より身近な実践機関の役割を果たすため、市（北九州市においては区）町村の区域毎に、支会を置く。

支会は、共同募金会が定める諸計画に基づき、募金・配分・広報・共同募金ボランティアの研修等の活動を市
区町村の区域ごとに分担して実施する。

Ⅳ 募 金

共同募金会は、共同募金（一般募金、歳末たすけあい募金、テーマ型募金）を実施する。

なお、以下の「2 配分計画と目標額の設定」、「3 募金の実施」、「4 寄付金の管理」については、一般募金
に関する内容とし、歳末たすけあい募金及びテーマ型募金等については、別に定める。

1 実施期間

共同募金は、毎年度1回、厚生労働大臣が定める期間において、全国一斉に行う。

一般募金は10月1日から12月31日まで、歳末たすけあい募金は12月1日から12月31日まで、テ
ーマ型募金は翌年1月1日から3月31日まで実施する。

なお、共同募金の実施期間外に寄託される寄付金や災害義援金については、期間を問わずその取扱いを行う。

2 配分計画と目標額の設定

(1) 配分計画

共同募金会は、民間社会福祉事業及び社会福祉を目的とする事業又は更生保護事業を営み配分を受けること
を希望し、かつ配分を受けるにふさわしい施設又は団体を配分の対象とし、これらの施設、団体から提出され
た配分申請を精査するとともに、住民の募金環境を考慮して配分計画を立て、これを目標額の基礎とする。

なお、共同募金会は、配分計画を作成するにあたり、福岡県社会福祉協議会の意見を聴く。

(2) 目標額の設定

ア 県の目標額は前項の総合的視野に立って定めた配分計画の総額並びに運動の推進に必要な諸経費の合計額
とする。

イ 支会の目標額は前年度実績額を基本としながら、それぞれの役員会において決定する。

3 募金の実施

共同募金会は、寄付することもボランティア活動の一環であるという考え方を基本に置き、寄付者の自発的な
意思を尊重した募金活動を行う。また、寄付者への積極的な情報提供を行うとともに、意見を聴く手段を充実さ
せることにより、寄付者との双方向性を保つことに配慮する。

なお、この運動の原則に鑑みて、戸別募金を募金方法の基本とし、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、
イベント募金に加え、時代に即した多様な募金方法の開拓・実施に努める。

4 寄付金の管理

募金ボランティアは、收受した寄付金を速やかに支会又は共同募金会へて全額納入し、支会は、収納した寄付
金を速やかに共同募金会に全額納入する。

共同募金会は、募金期間終了後速やかに寄付金の集計を完了する。

Ⅴ 配 分

以下に記載の配分に関する事項については、一般募金に関する内容とし、歳末たすけあい募金及びテーマ型募金
等については、別に定める。

1 配分金の使途

配分金は、原則として翌年度の事業にこれを充当するものとし、その使途を指定する。

ただし、公費が支出される事業に対して重複する配分は行わない。

2 配分の対象

配分は、県内において社会福祉を目的とする事業のうち、配分を受けることを希望し、かつ配分を受けるにふ
さわしいものを配分の対象とする。

(1) 配分対象の欠格要件

配分は、受配者の事業内容のうち、配分金によることを必要とする事業のみを対象にしてこれを行い、次の
事業には配分しない。

ア 社会福祉を目的としていても、構成員の互助共済のみを行うもの。

イ 政治・宗教・組合等の運動のために、その手段として行われるもの。

ウ 配分金以外の収入によって、必要な経営ができるもの。

エ 経営の基礎、管理の状況等が不十分で地域（特に近隣）の寄付者から信頼されていないもの。

オ 営利のために行っているとみなされるもの。

カ 法令に基づいて認可される条件を備えていながらあえて認可を受けていないもの。

キ 国又は地方公共団体が設置又は経営し、またはその責任に属するとみなされるもの。

(2) 分類

配分の取扱い上、対象を次により A・B の二種に大別する。

ア A配分

- ・ 社会福祉法に規定された第一種社会福祉事業のうち入所保護を目的とするもの。
- ・ 更生保護事業法に規定された更生保護法人等の行う更生保護事業。
- ・ その他広域を対象とする社会福祉を目的とした事業であって共同募金会において A に含まれると決定したもの。

イ B配分

- ・ 上記以外の社会福祉を目的とする事業。

3 配分金算定の基準

(1) A配分は、支会が分担する県配分計画額及び事務局取扱いの寄付金の合計額から、運動推進に必要な諸経費を差し引いた金額とする。

(2) B配分は、各支会実績額から県配分計画額、支会の事務費および災害等準備金を差し引いた金額とする。

4 配分の申請及び決定

(1) 配分申請

各支会は、規定の申請書により配分を希望するものの申請を取りまとめ、共同募金会に提出する。

(2) 配分決定

配分については、配分委員会の審査を経て、共同募金会理事会・評議員会の決議により決定する。

5 配分金の交付

受配者に対する配分金の交付は、原則として分割で行う。

6 受配者の監査

寄付者の信頼を保持するために共同募金会が受配者に対して行う監査は、配分金の使途に関係ある範囲でこれを行う。

7 配分の取消

年次を問わず受配者の事業が配分の条件より低下し又はその事業を廃・休止した時及び共同募金会の承認を受けることなく事業の変更中止等がなされた場合には、配分金を返還させることがある。

配分金を返還させる場合は別に定める規程によるものとする。

VI 災害時の支援

共同募金会は、国内で災害が発生した際、中央共同募金会及び関係機関と連携し、被災者支援に取り組む。

1 災害等準備金の運用

共同募金会は、募金総額の 3 % を積み立て、災害が発生した場合には、その一部又は全部を拠出し、被災地域における災害ボランティア活動等の支援を行う。

2 他都道府県共同募金会間との相互支援の実施

共同募金会は、他都道府県で災害が発生した場合には、都道府県域を越えて被災地の共同募金会に対する支援を行う。

3 義援金の募集等

共同募金会は、県内で災害が発生した場合には、関係機関と連携を図り、必要に応じて被災者に対する義援金の募集等を行う。

VII 広報

1 運動のシンボル

この運動は「赤い羽根」をシンボルとし、「愛ちゃんと希望くん」をシンボルキャラクターとする。

2 世論の把握

共同募金会は、常に住民の支持を得るように努め、適宜、住民の意向を把握する。

3 広報の実施

共同募金会は、運動における広報の重要性を認識し、その効果的な推進を図るため、年間を通じた広報活動を積極的に展開する。

また、共同募金の配分を受けた団体等に対して、寄付金が有意義に活用されていることを積極的に広報することを求める。

Ⅷ 情報の取扱い

共同募金会は、寄付者の権利を保護するため個人情報の保護に努めるとともに、必要な情報の開示に努める。

1 個人情報の保護

共同募金会は、個人の人格尊重の理念のもとに、別に定める規程に基づき、関係法令等を遵守し、保有する個人情報の適正な取り扱いに努める。

2 住民への情報提供及び情報の開示

共同募金会は、別に定める規程に基づき、情報提供、情報開示に努める。

Ⅸ 関係機関等との協働等

1 社会福祉協議会との協働

共同募金会及び支会は、社会福祉協議会との緊密な連携を図り、相互の専門機能を生かし、福祉コミュニティを実現するため協働する。

2 関係機関・団体との連携

共同募金会は、運動の円滑な推進を図るため、社会福祉・地域・教育・経済・労働等各分野の関係機関・団体と常に連携を図る。

X 企業の社会貢献活動との連携

共同募金会は、地域社会の課題解決に向けて、企業とパートナーシップを組み、その社会貢献活動と連携した活動を展開する。

XⅠ 福祉教育の推進

この運動は、社会福祉に対する住民の理解と関心を高めつつ、地域でのボランティア活動等、地域福祉活動への住民の参加を促進する役割があり、住民や児童・生徒のボランティア活動への支援等により、福祉教育を一層推進する。

XⅡ 感謝・表彰

共同募金会は、ボランティア、寄付者等の把握に努め、感謝・表彰を行う。

XⅢ 経費

共同募金会は、寄付者の信託に基づく責任を果たすため、運動の実施に必要な事業経費及び共同募金会の管理運営に必要な経費を寄付金から支出することとし、その額は必要最小限度にとどめるように努める。

XⅣ 備考

次のことについて、具体的事項は別に定めるものとする。

- (1) 歳末たすけあい運動に関する事
- (2) テーマ型募金に関する事
- (3) 災害義援金に関する事
- (4) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（九州馬主協会）助成に関する事
- (5) その他、共同募金運動の実施に必要な事項に関する事